

# 外国人雇用状況届出による技能実習生の 状況等について

令和4年7月  
厚生労働省労働局  
(九州・沖縄地域)

(外国人を雇用する事業主の方へ)

# 外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～ 以下の2点は、事業主の責務です！ ～

## 1 雇入れ・離職時の届出 P2～

**外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。**ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要がありますがあるため、不法就労の防止につながります。

## 2 適切な雇用管理 P9～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、**職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。**

### ▶ その他（ご参照ください）

- 在留資格一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- 外国人の雇用に関する参考情報・・・・・・・・ P17
- 外国人の雇用に関するQ&A・・・・・・・・ P18
- 外国人雇用管理アドバイザーのご案内・・・・・・・・ P18
- 関係機関のお問い合わせ先・・・・・・・・ P19
- 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧・・・・・・・・ P20



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL040601外01

# 1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要ですよ

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、**外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

## 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合に、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### ●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、**在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。**

※「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

### ●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が**雇用保険の被保険者となるか否か**によって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

- ① 雇用保険の被保険者となる外国人について届ける場合  
→ P.3～P.4をご確認ください。
- ② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届ける場合  
→ P.5をご確認ください。

### ●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券(パスポート)又は指定書などの**提示を求め、届ける事項を確認してください。**  
→ P.7をご確認ください。





















# 1 日本で就労する外国人の 카테고리 (外国人労働者数内訳:九州・沖縄地域約11.0万人/全国約172.7万人)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

**① 就労目的で在留 が認めれる者 (約2.0万人/約39.4万人)**  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。  
 ・平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は九州・沖縄地域で975人(全国7,262人)。

**② 特定活動 (約0.4万人/約6.5万人)**  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬

**③ 技能実習 (約4.0万人/約35.1万人)**  
 ・技能移転を通じた開発途上国等への国際協力が目的。  
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**④ 資格外活動 (約2.6万人/約33.4万人)**  
 (留学生や家族滞在者のアルバイト等)  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲(1週間当たり28時間以内等)で、相当と

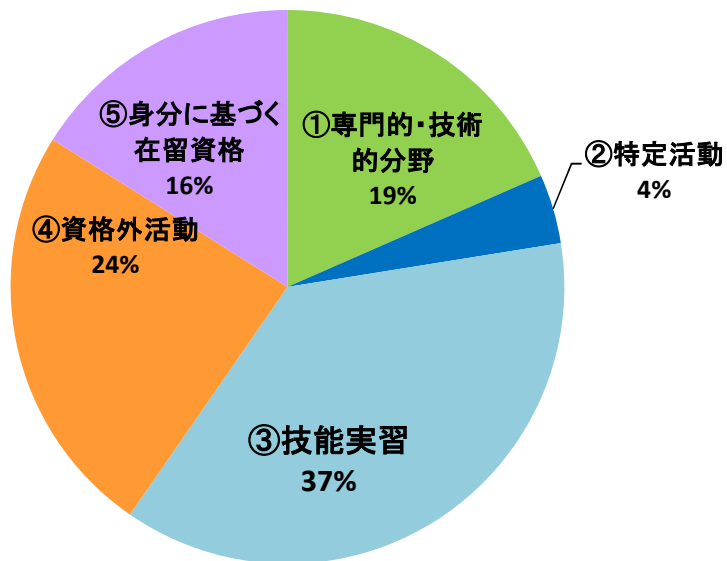
**⑤ 身分に基づく在留資格 (約1.7万人/約58.0万人)**  
 (永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受け

◆「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	14種の特定産業分野(2号は建設、造船・船用工業のみ)の各業務従事者

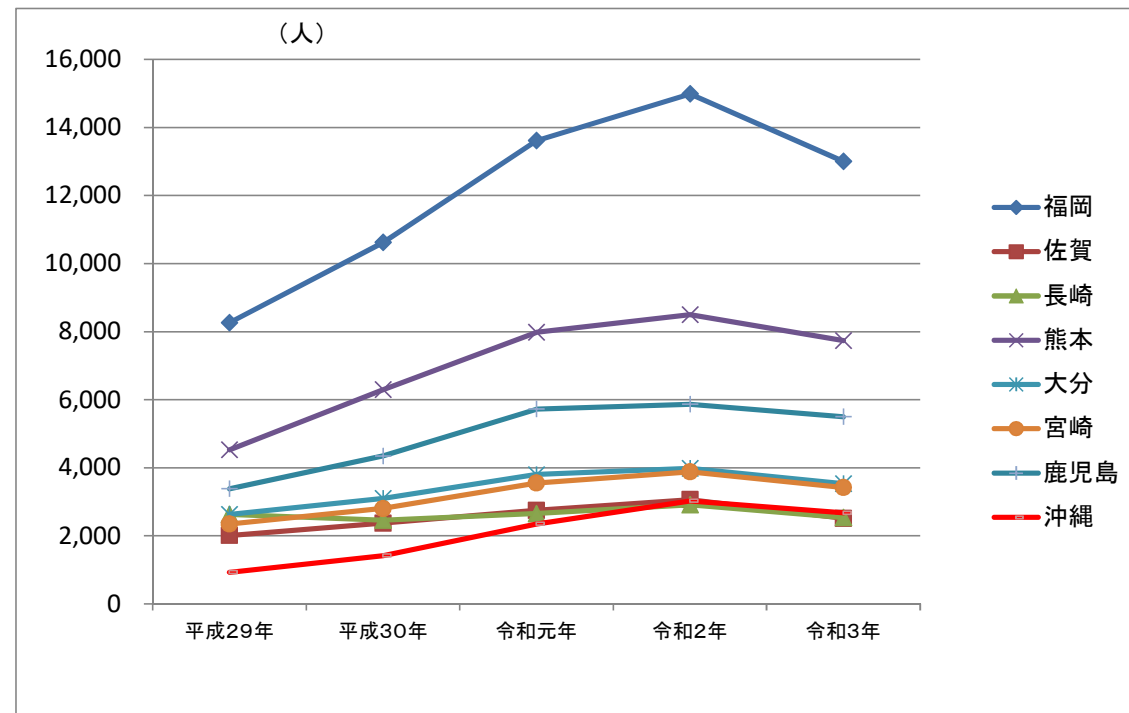
※外国人雇用状況の届出状況(令和元年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

## 2 九州・沖縄地域在留資格別外国人労働者数及び技能実習生数の推移

●九州・沖縄地域在留資格別外国人労働者数



●県別技能実習生数の推移



	外国人労働者数	①専門的・技術的分野	②特定活動	③技能実習	④資格外活動	⑤身分に基づく在留資格	⑥不明
福岡	53,948	10,070	2,296	13,004	19,710	8,868	0
佐賀	5,391	677	239	2,508	1,213	754	0
長崎	5,782	1,197	330	2,532	987	736	0
熊本	13,013	2,139	485	7,734	871	1,784	0
大分	7,313	1,137	298	3,528	1,292	1,058	0
宮崎	5,236	662	122	3,419	456	577	0
鹿児島	8,880	1,384	200	5,494	386	1,416	0
沖縄	10,498	3,026	476	2,668	1,817	2,483	28
<b>計</b>	<b>110,061</b>	<b>20,292</b>	<b>4,446</b>	<b>40,887</b>	<b>26,732</b>	<b>17,676</b>	<b>28</b>
全国	1,727,221	394,509	65,928	351,788	334,603	580,328	65

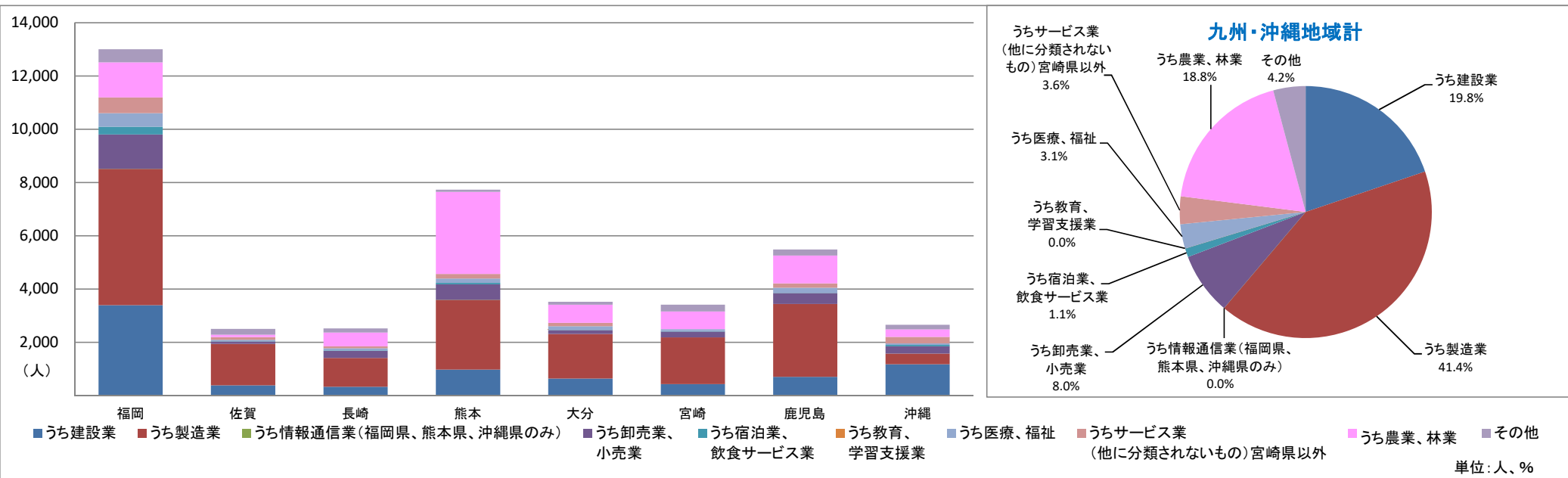
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
福岡	8,265	10,624	13,611	14,985	13,004
佐賀	2,006	2,366	2,744	3,059	2,508
長崎	2,628	2,462	2,648	2,912	2,532
熊本	4,527	6,295	7,980	8,500	7,734
大分	2,624	3,094	3,796	3,978	3,528
宮崎	2,342	2,800	3,546	3,879	3,419
鹿児島	3,378	4,343	5,722	5,861	5,494
沖縄	926	1,414	2,343	3,024	2,668
<b>計</b>	<b>26,696</b>	<b>33,398</b>	<b>42,390</b>	<b>46,198</b>	<b>40,887</b>
全国	257,788	308,489	383,978	402,356	351,788

※外国人雇用状況の届出状況(令和3年10月末現在)による。

※在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野に含む。

※外国人雇用状況の届出状況(各年10月末現在)による。

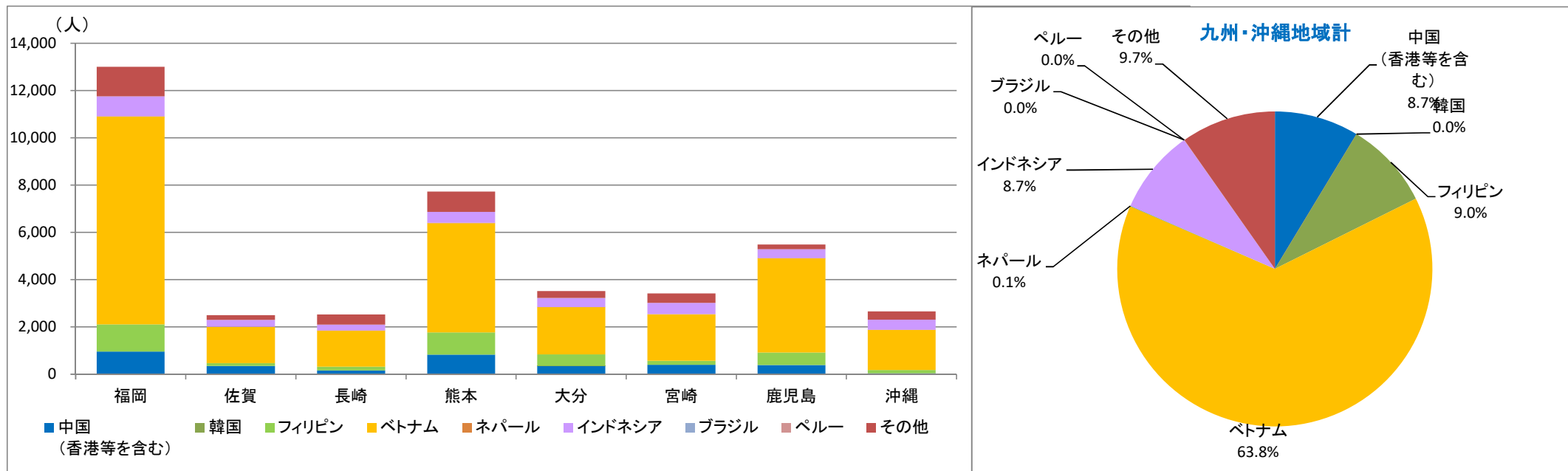
### 3 九州・沖縄地域産業別技能実習生数



	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業(福岡県、熊本県、沖縄県のみ)		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)宮崎県以外		うち農業、林業		その他	
		人数	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数
福岡	13,004	3,402	22.5%	5,116	39.3%	3	0.0%	1,282	9.9%	292	2.2%	0	0.0%	506	3.9%	593	4.6%	1,320	10.2%	490	3.8%
佐賀	2,508	390	15.6%	1,556	62.0%			89	3.5%	11	0.4%	0	0.0%	53	2.1%	100	4.0%	94	3.7%	215	8.6%
長崎	2,532	342	13.5%	1,075	42.5%			271	10.7%	18	0.7%	0	0.0%	80	3.2%	66	2.6%	520	20.5%	160	6.3%
熊本	7,734	983	12.7%	2,616	33.8%	6	0.1%	578	7.5%	51	0.7%	0	0.0%	166	2.1%	171	2.2%	3,090	40.0%	73	0.9%
大分	3,528	646	18.3%	1,677	47.5%			138	3.9%	12	0.3%	1	0.0%	140	4.0%	124	3.5%	685	19.4%	105	3.0%
宮崎	3,419	440	12.9%	1,753	51.3%			217	6.3%	15	0.4%	0	0.0%	75	2.2%			667	19.5%	252	7.4%
鹿児島	5,494	707	12.9%	2,736	49.8%			413	7.5%	10	0.2%	0	0.0%	193	3.5%	162	2.9%	1,041	18.9%	232	4.2%
沖縄	2,668	1,183	44.3%	404	15.1%	0	0.0%	270	10.1%	57	2.1%	0	0.0%	55	2.1%	246	9.2%	278	10.4%	175	6.6%
計	40,887	8,093	19.8%	16,933	41.4%	9	0.0%	3,258	8.0%	466	1.1%	1	0.0%	1,268	3.1%	1,462	3.6%	7,695	18.8%	1,702	4.2%
全国	351,788	70,488	20.0%	180,137	51.2%	249	0.1%	28,257	8.0%	3,270	0.9%	34	0.0%	10,247	2.9%	11,368	3.2%			47,738	13.6%

※外国人雇用状況の届出状況(令和2年10月末現在)による。  
 ※「構成比」欄は、全産業計に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

## 4 九州・沖縄地域国籍別技能実習生数



単位：人

	総計	中国 (香港等を含む)	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インドネシア	ブラジル	ペルー	その他
福岡	13,004	969	0	1,147	8,780	5	852	0	0	1,251
佐賀	2,508	359	0	119	1,529	3	298	0	0	200
長崎	2,532	168	0	160	1,524	2	250	0	0	428
熊本	7,734	839	0	932	4,625	11	469	0	0	858
大分	3,528	367	1	476	1,998	2	384	0	1	299
宮崎	3,419	403	0	174	1,965	0	484	0	0	393
鹿児島	5,494	396	0	525	3,989	2	376	0	0	206
沖縄	2,668	41	0	142	1,696	1	436	0	1	351
計	40,887	3,542	1	3,675	26,106	26	3,549	0	2	3,986
全国	351,788	54,161	16	28,553	202,218	596	29,716	60	59	36,409

※外国人雇用状況の届出状況(令和2年10月末現在)による。